

令和 7 年(2025年)11月28日公表

2 0 2 5 年農林業センサス結果概要（滋賀県概数値）

－ 農林業経営体調査 －

滋賀県総合企画部統計課

目 次

I 結果の概要

1 農林業経営体数	2
2 農業経営体数	3
3 経営耕地面積	4
4 経営耕地面積規模別の農業経営体数	5
5 農産物販売金額規模別農業経営体数	6
6 農産物販売金額1位の部門別経営体数	7
7 青色申告を行っている農業経営体数	8
8 主副業別農業経営体数（個人経営体）	8
9 基幹的農業従事者数（個人経営体）	9
10 林業経営体	10

II 統計表（市町別統計表）

1 農林業経営体	
農林業経営体数	12
2 農業経営体	
（1）組織形態別経営体数	13
（2）経営耕地の状況	14
（3）経営耕地面積規模別経営体数	15
（4）経営耕地面積規模別面積	16
（5）販売目的の水稻作付面積規模別経営体数	17
（6）農産物販売金額規模別経営体数	18
（7）農産物販売金額1位の部門別経営体数	19
（8）青色申告を行っている経営体数	20
（9）農業所得依存度別経営体数（旧主副業別経営体数）（個人経営体）	21
（10）年齢階層別基幹的農業従事者数（個人経営体）	22
（11）農業に従事した役員・構成員（経営主を含む）の状況（団体経営体）	26

3 林業経営体

(1) 組織形態別経営体数	27
(2) 保有山林面積規模別経営体数	28

Ⅲ 農林業経営体調査の仕様	29
---------------	----

【利用上の注意】

- 1 この結果概要の数値は、確定値ではなく概数値である。
- 2 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しないことがある。また、概要に記載している各表の増減率、構成比等も各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- 3 表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「0」・・・単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）
 - 「－」・・・事実のないもの
 - 「X」・・・調査客体が少ないため秘密保護の観点から数値を秘匿したもの
 - 「△」・・・減少したもの

I 結 果 の 概 要

農業経営体は10,614経営体で、5年前に比べ27.7%減少しているが、法人経営体は656経営体で、8.3%の増加となり、法人化が進展

1. 農林業経営体数

令和7年2月1日現在の農林業経営体数は10,705経営体で、このうち、農業経営体は10,614経営体で5年前に比べ4,066経営体（27.7%）減少した。また林業経営体は180経営体となり126経営体（41.2%）減少した。

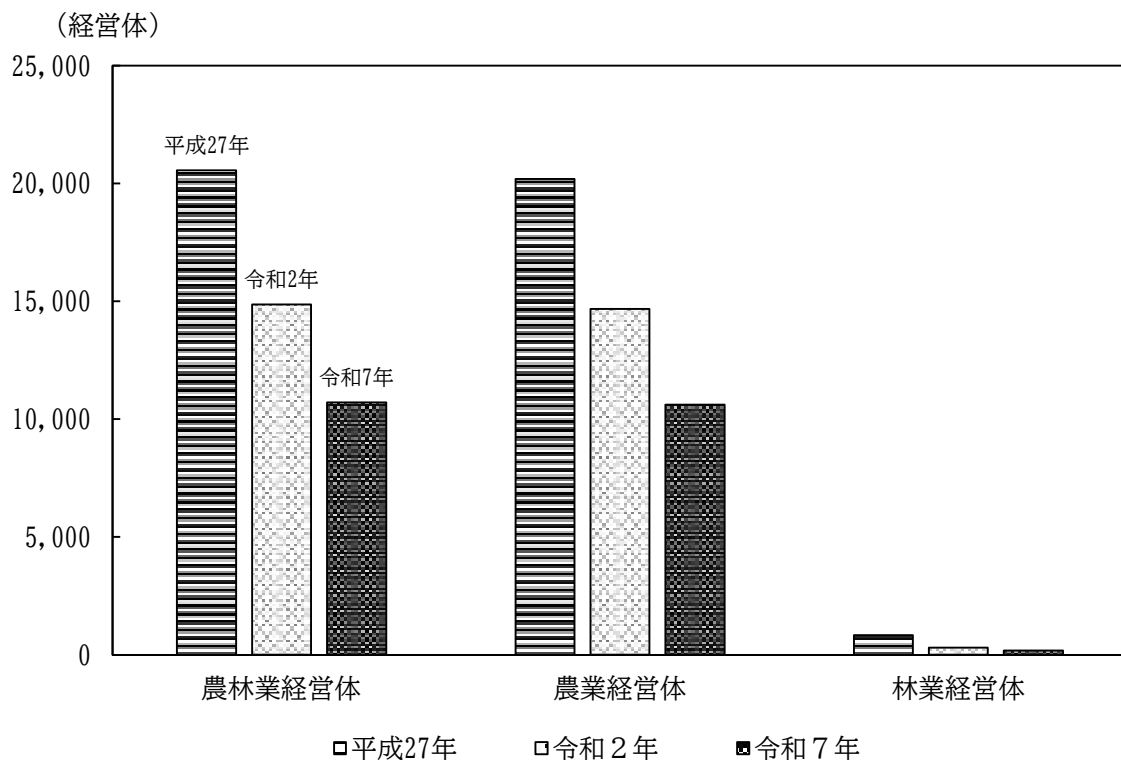
表1 農林業経営体数

単位：経営体

区 分	農林業経営体	農業経営体	林業経営体
平成27年	20,550	20,188	837
令和2年	14,867	14,680	306
令和7年	10,705	10,614	180
増減率（%）			
令和2年／平成27年	△ 27.7	△ 27.3	△ 63.4
令和7年／2年	△ 28.0	△ 27.7	△ 41.2

注：農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体があるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

図1 農林業経営体数



2. 農業経営体数

農業経営体のうち、個人経営体は9,754経営体で、前回に比べて29.5%減少し、団体経営体は860経営体で1.9%増加した。

また、農業経営体を組織形態別にみると、法人化している経営体が656経営体で、前回に比べ8.3%増加した。そのうち、農事組合法人は366経営体で、前回に比べ1.4%増加した。

表2 農業経営体数

単位：経営体

区 分	農業経営体	個人経営体	団体経営体	
			法人経営体	
平成27年	20,188	19,317	871	435
令和2年	14,680	13,836	844	606
令和7年	10,614	9,754	860	656
増減率（％）				
令和2年／平成27年	△ 27.3	△ 28.4	△ 3.1	39.3
令和7年／2年	△ 27.7	△ 29.5	1.9	8.3

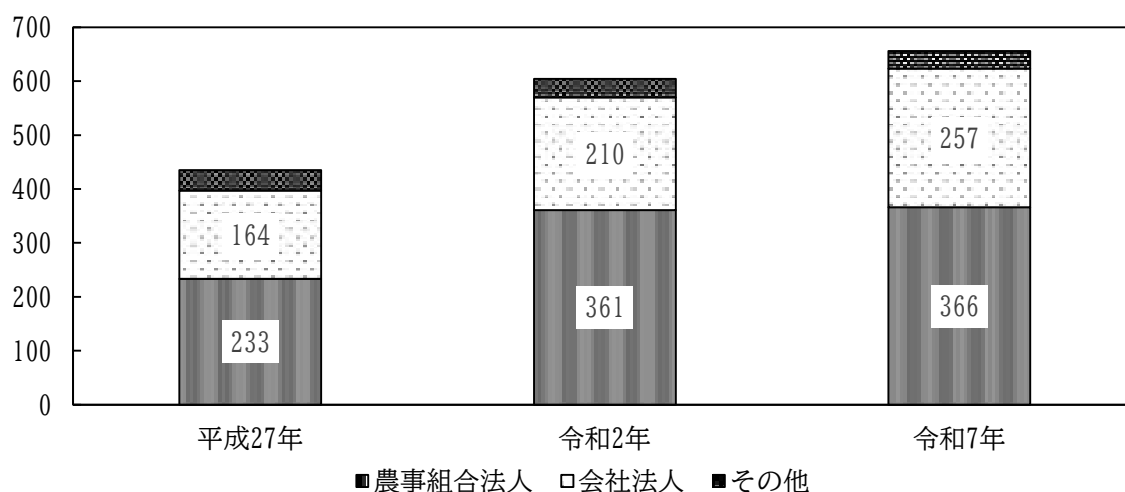
表3 法人化している農業経営体数

単位：経営体

区 分	法人化している農業経営体			
		農事組合法人	会社法人	その他
平成27年	435	233	164	38
令和2年	606	361	210	35
令和7年	656	366	257	33
増減率（％）				
令和2年／平成27年	39.3	54.9	28.0	△ 7.9
令和7年／2年	8.3	1.4	22.4	△ 5.7

図2 法人化している農業経営体数

(経営体)



3. 経営耕地面積

農業経営体の経営耕地総面積は40,596haで、前回に比べ5.1%減少した。そのうち、借入耕地面積は30,529haで、前回に比べ3.6%増加した。

また、経営耕地のある1経営体当たりの経営耕地面積は3.9ha（前回2.9ha）で、前回に比べ31.5%増加した。

表4 農業経営体の経営耕地面積の状況

単位：経営体、ha

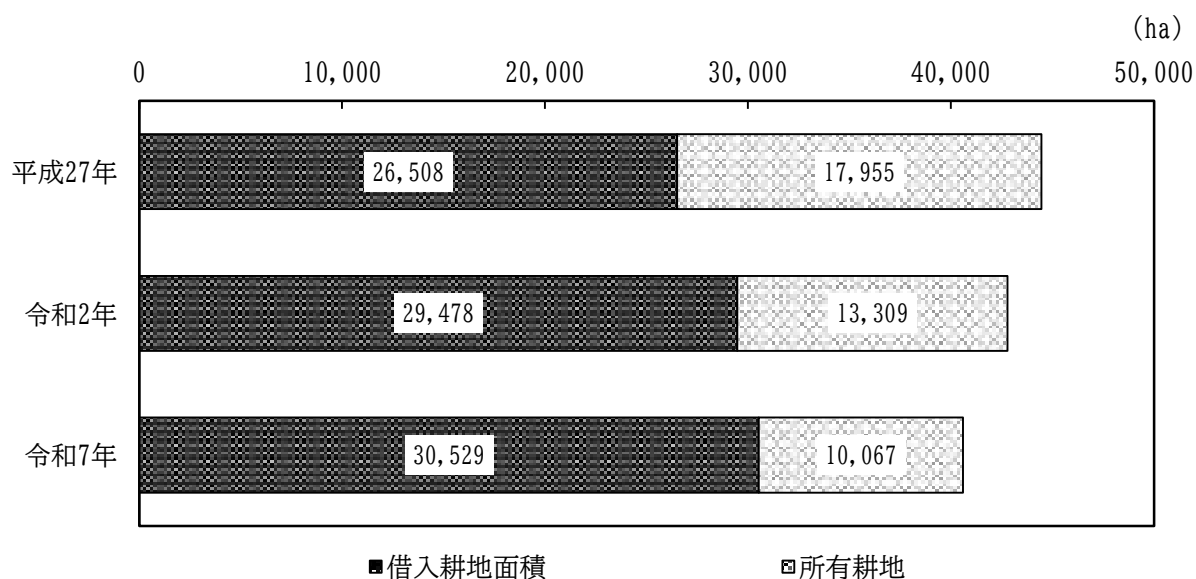
区 分	経営耕地 のある 経営体数	経営 耕地 総面積	うち借入耕地	
			借入耕地のある 経営体数	借入耕地面積
平成27年	20,034	44,463	9,836	26,508
令和2年	14,570	42,787	7,235	29,478
令和7年	10,511	40,596	5,682	30,529
増減率（%）				
令和2年／平成27年	△ 27.3	△ 3.8	△ 26.4	11.2
令和7年／2年	△ 27.9	△ 5.1	△ 21.5	3.6
構成比（%）				
平成27年	100.0	100.0	49.1	59.6
令和2年	100.0	100.0	49.7	68.9
令和7年	100.0	100.0	54.1	75.2

表5 1 農業経営体あたりの経営耕地面積

単位：ha

区分	平成27年	令和2年	令和7年
1 農業経営体あたりの経営耕地面積	2.2	2.9	3.9
増減率（%）	-	31.8	34.5

図3 農業経営体の経営耕地面積の状況



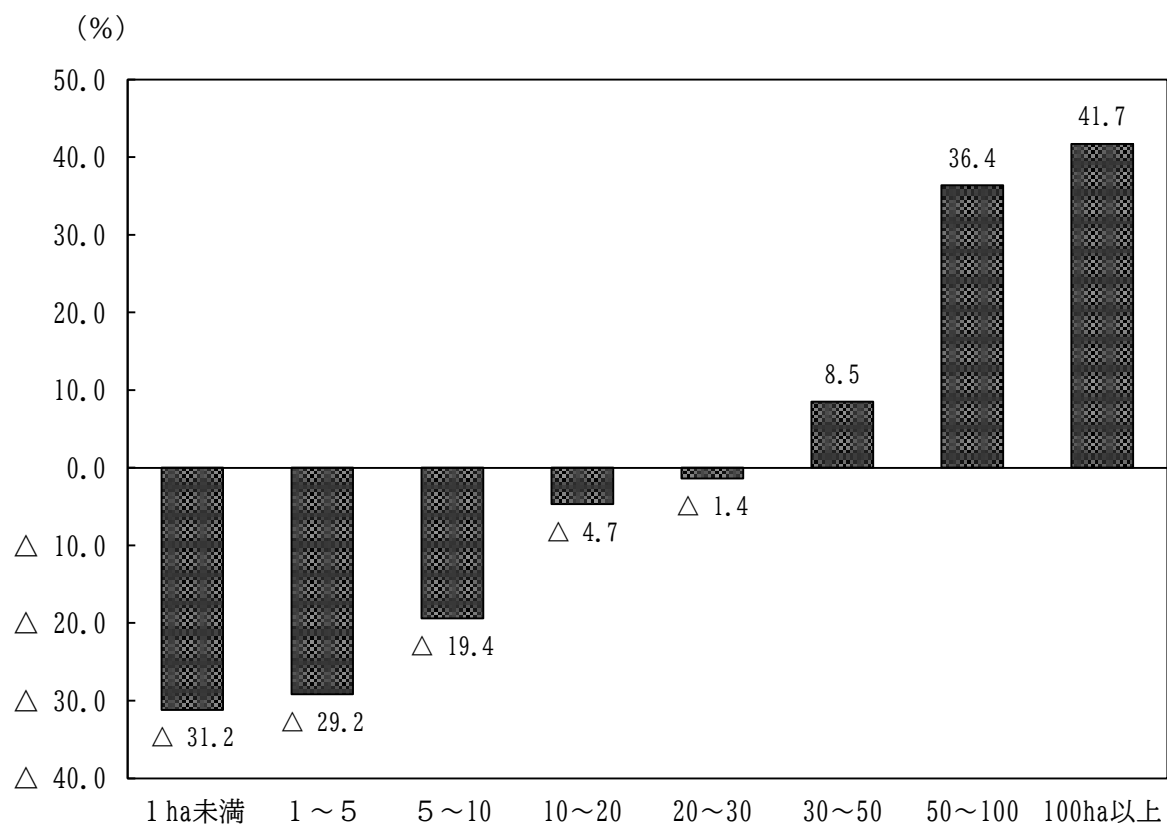
4. 経営耕地面積規模別の農業経営体数

農業経営体を経営耕地面積規模別にみると、経営耕地なしから30ha未満層では前回に比べ減少し、30ha以上層では前回に比べ増加した。

表6 経営耕地面積規模別農業経営体数

区 分	実数		増減率(%)	構成比(%)	
	令和2年	令和7年	令和7年 ／2年	令和2年	令和7年
合 計	14,680	10,614	△ 27.7	100.0	100.0
経営耕地なし	110	103	△ 6.4	0.7	1.0
1 ha未満	7,437	5,115	△ 31.2	50.7	48.2
1 ～ 5	5,547	3,928	△ 29.2	37.8	37.0
5 ～10	690	556	△ 19.4	4.7	5.2
10～20	467	445	△ 4.7	3.2	4.2
20～30	210	207	△ 1.4	1.4	2.0
30～50	141	153	8.5	1.0	1.4
50～100	66	90	36.4	0.4	0.8
100ha以上	12	17	41.7	0.1	0.2

図4 経営耕地面積規模別農業経営体数の増減率（令和7年／2年）



注：「1 ha未満」には経営耕地面積なしを含まない。

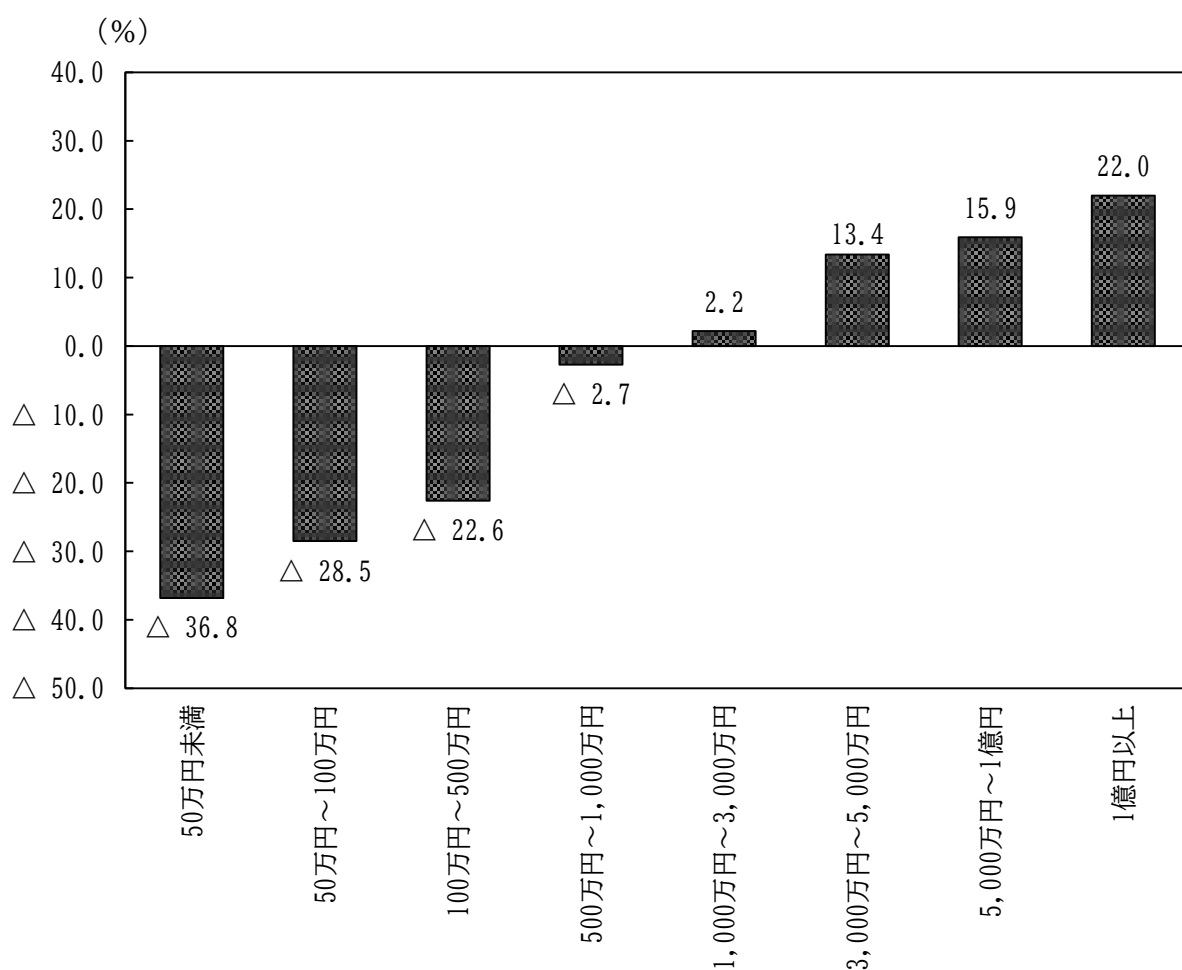
5. 農産物販売金額規模別農業経営体数

農産物販売金額規模別に農業経営体数の増減率をみると、5年前に比べ1,000万円以上層で農業経営体数が増加した。

表7 農産物販売金額規模別農業経営体数

区 分	実数		増減率(%)	構成比(%)	
	令和2年	令和7年	令和7年 ／2年	令和2年	令和7年
合 計	14,680	10,614	△ 27.7	100.0	100.0
50万円未満	6,766	4,275	△ 36.8	46.1	40.3
50万円～100万円	3,121	2,233	△ 28.5	21.3	21.0
100万円～500万円	3,214	2,488	△ 22.6	21.9	23.4
500万円～1,000万円	665	647	△ 2.7	4.5	6.1
1,000万円～3,000万円	642	656	2.2	4.4	6.2
3,000万円～5,000万円	134	152	13.4	0.9	1.4
5,000万円～1億円	88	102	15.9	0.6	1.0
1億円以上	50	61	22.0	0.3	0.6

図5 農産物販売金額規模別農業経営体数の増減率（令和7年／2年）



6. 農産物販売金額 1 位の部門別経営体数

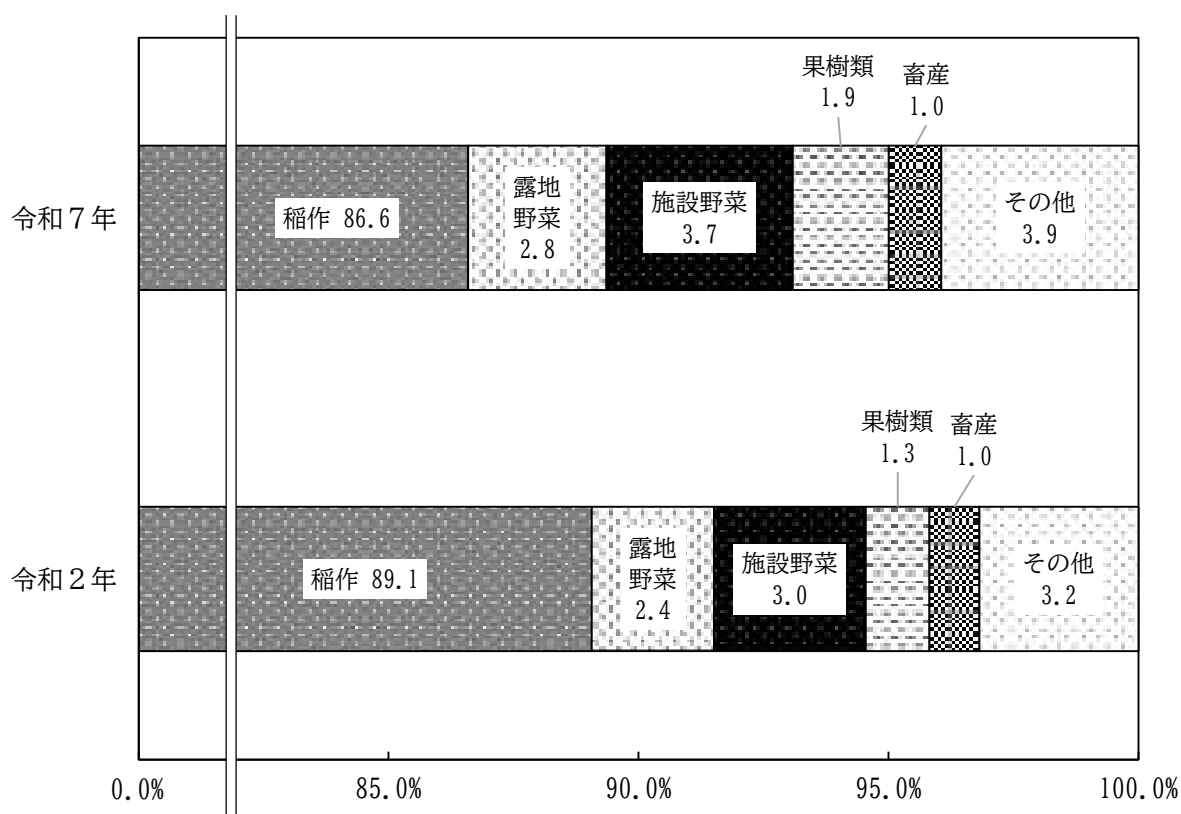
農産物販売金額 1 位の部門別に農業経営体数の構成割合をみると、稲作が86.6%となり、5 年前に比べ2.5 ポイント下降した。

また、施設野菜、果樹類がそれぞれ5 年前に比べ0.7ポイントおよび0.6ポイント上昇した。

表8 農産物販売金額 1 位の部門別経営体数

区 分	実数		増減率(%)	構成比(%)	
	令和 2 年	令和 7 年	令和 7 年 ／ 2 年	令和 2 年	令和 7 年
合 計	13,324	10,034	△ 24.7	100.0	100.0
稲作	11,867	8,689	△ 26.8	89.1	86.6
麦類作	122	96	△ 21.3	0.9	1.0
雑穀・いも類・豆類	86	91	5.8	0.6	0.9
工芸農産物	80	51	△ 36.3	0.6	0.5
露地野菜	326	277	△ 15.0	2.4	2.8
施設野菜	404	374	△ 7.4	3.0	3.7
果樹類	170	193	13.5	1.3	1.9
花き・花木	84	90	7.1	0.6	0.9
その他の作物	52	68	30.8	0.4	0.7
畜産	133	105	△ 21.1	1.0	1.0

図6 農産物販売金額 1 位の部門別にみた農業経営体数の構成割合



7. 青色申告を行っている農業経営体数

青色申告を行っている農業経営体数は4,496経営体で、農業経営体に占める割合は42.4%となった。

このうち、正規の簿記を行っている農業経営体数は2,634経営体で、農業経営体に占める割合は24.8%となった。

表9 青色申告を行っている農業経営体数

区 分		実数		増減率(%)	構成比(%)	
		令和2年	令和7年	令和7年 ／2年	令和2年	令和7年
合計		14,680	10,614	△ 27.7	100.0	100.0
青色申告 を行って いる	小計	4,971	4,496	△ 9.6	33.9	42.4
	正規の簿記	2,867	2,634	△ 8.1	19.5	24.8
	簡易簿記	1,733	1,551	△ 10.5	11.8	14.6
	現金主義	371	311	△ 16.2	2.5	2.9
青色申告を行っていない		9,709	6,118	△ 37.0	66.1	57.6

8. 主副業別農業経営体数（個人経営体）

農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体は1,111経営体（構成比11.4%）で前回に比べ16.2%減少し、準主業経営体は1,194経営体（同12.2%）で43.6%減少した。

また、副業的経営体についても7,449経営体（同76.4%）で28.3%減少した。

表10 主副業別農業経営体数（個人経営体）

単位：経営体				
区 分	個人 経営体	主業 経営体	準主業 経営体	副業的 経営体
平成27年	19,317	1,547	3,555	14,215
令和2年	13,836	1,326	2,116	10,394
令和7年	9,754	1,111	1,194	7,449
増減率(%)				
令和2年／平成27年	△ 28.4	△ 14.3	△ 40.5	△ 26.9
令和7年／2年	△ 29.5	△ 16.2	△ 43.6	△ 28.3
構成比(%)				
平成27年	100.0	8.0	18.4	73.6
令和2年	100.0	9.6	15.3	75.1
令和7年	100.0	11.4	12.2	76.4

9. 基幹的農業従事者数（個人経営体）

農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者（ふだん仕事として主に自営農業に従事した世帯員）は8,284人で、5年前に比べ、1,677人（16.8%）減少した。

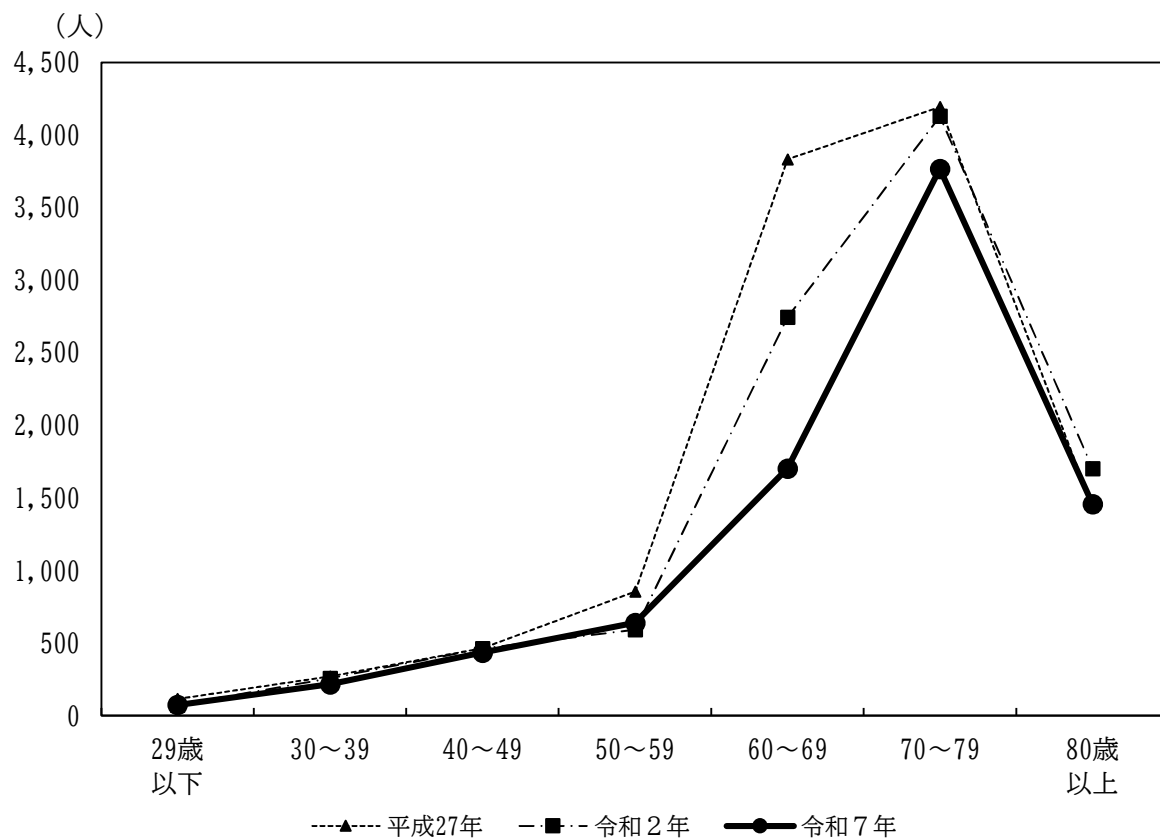
基幹的農業従事者のうち70歳以上が占める割合は63.0%となり、5年前に比べ4.5ポイント上昇した。

表11 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）

単位：人

区 分	計	29歳以下	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳以上
平成27年	11,170	115	270	465	855	3,833	4,194	1,438
令和2年	9,961	72	258	462	593	2,745	4,129	1,702
令和7年	8,284	73	215	433	639	1,701	3,766	1,457
構成比（%）								
平成27年	100.0	1.0	2.4	4.2	7.7	34.3	37.5	12.9
令和2年	100.0	0.7	2.6	4.6	6.0	27.6	41.5	17.1
令和7年	100.0	0.9	2.6	5.2	7.7	20.5	45.5	17.6

図7 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）



10. 林業経営体

林業経営体数は、180経営体で前回に比べ41.2%減少した。

そのうち、個人経営体は118経営体、団体経営体は62経営体で、前回に比べそれぞれ44.1%、34.7%減少した。

保有山林面積規模別にみると、大部分の階層で減少したのに対し500ha以上のみが増加した。

表12 林業経営体数

単位：経営体

区 分	林業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体
平成27年	837	692	145	93
令和2年	306	211	95	63
令和7年	180	118	62	43
増減率(%)				
令和2年／平成27年	△ 63.4	△ 69.5	△ 34.5	△ 32.3
令和7年／2年	△ 41.2	△ 44.1	△ 34.7	△ 31.7

表13 保有山林面積規模別にみた林業経営体数の構成割合

区 分	実数		増減率(%)	構成比(%)	
	令和2年	令和7年	令和7年 ／2年	令和2年	令和7年
合 計	306	180	△ 41.2	100.0	100.0
5ha未満	81	44	△ 45.7	26.5	24.4
5～10	72	37	△ 48.6	23.5	20.6
10～20	54	34	△ 37.0	17.6	18.9
20～30	22	8	△ 63.6	7.2	4.4
30～50	27	15	△ 44.4	8.8	8.3
50～100	19	13	△ 31.6	6.2	7.2
100～500	25	21	△ 16.0	8.2	11.7
500ha以上	6	8	33.3	2.0	4.4

注：「5ha未満」には保有山林のない経営体を含む。

Ⅱ 統 計 表

1 農林業経営体

単位：経営体

地域		農林業経営体				農 業経営体				林 業経営体				
番号	地域等	個人経営体	団体経営体	法人経営体		個人経営体	団体経営体	法人経営体		個人経営体	団体経営体	法人経営体		
25	滋 賀 県 (1)	10,705	9,785	920	697	10,614	9,754	860	656	180	118	62	43	(1)
201	大 津 市 (2)	882	841	41	29	869	839	30	19	15	4	11	10	(2)
202	彦 根 市 (3)	343	312	31	24	339	312	27	24	6	2	4	-	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,268	1,149	119	79	1,263	1,146	117	77	14	12	2	2	(4)
204	近江八幡市 (5)	645	565	80	74	644	565	79	73	2	1	1	1	(5)
206	草 津 市 (6)	435	421	14	12	435	421	14	12	1	1	-	-	(6)
207	守 山 市 (7)	396	366	30	25	396	366	30	25	-	-	-	-	(7)
208	栗 東 市 (8)	330	311	19	10	327	311	16	7	12	9	3	3	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,108	1,027	81	61	1,089	1,016	73	55	51	42	9	7	(9)
210	野 洲 市 (10)	396	352	44	21	394	352	42	21	2	-	2	-	(10)
211	湖 南 市 (11)	153	136	17	17	148	136	12	12	6	-	6	6	(11)
212	高 島 市 (12)	1,058	1,009	49	34	1,046	1,004	42	30	30	23	7	4	(12)
213	東 近 江 市 (13)	1,808	1,606	202	170	1,789	1,598	191	164	19	8	11	6	(13)
214	米 原 市 (14)	408	367	41	26	408	367	41	26	5	5	-	-	(14)
383	日 野 町 (15)	581	532	49	25	577	531	46	22	13	10	3	3	(15)
384	竜 王 町 (16)	329	297	32	32	329	297	32	32	-	-	-	-	(16)
425	愛 荘 町 (17)	238	214	24	19	238	214	24	19	-	-	-	-	(17)
441	豊 郷 町 (18)	64	51	13	12	63	51	12	12	1	-	1	-	(18)
442	甲 良 町 (19)	130	116	14	14	130	116	14	14	-	-	-	-	(19)
443	多 賀 町 (20)	133	113	20	13	130	112	18	12	3	1	2	1	(20)

2 農業経営体

(1) 組織形態別経営体数

単位：経営体

地域		合 計	法 人 化 し て い る												地方公共 団体・財 産区	法人化し ていない	個人 経営体	
			計	農事組合 法 人	会 社				各 種 団 体				その他の 法 人					
					小 計	株式会社	合名・ 合資会社	合同会社	相互会社	小 計	農 協	森林組合		その他の 各種団体				
番号	地域等																	
25	滋 賀 県 (1)	10,614	656	366	257	242	2	13	-	16	13	-	3	17	-	9,958	9,754	(1)
201	大 津 市 (2)	869	19	9	8	8	-	-	-	-	-	-	-	2	-	850	839	(2)
202	彦 根 市 (3)	339	24	13	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	315	312	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,263	77	26	48	42	1	5	-	2	1	-	1	1	-	1,186	1,146	(4)
204	近江八幡市 (5)	644	73	47	24	23	-	1	-	-	-	-	-	2	-	571	565	(5)
206	草 津 市 (6)	435	12	3	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	423	421	(6)
207	守 山 市 (7)	396	25	12	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	371	366	(7)
208	栗 東 市 (8)	327	7	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	320	311	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,089	55	26	26	25	-	1	-	-	-	-	-	3	-	1,034	1,016	(9)
210	野 洲 市 (10)	394	21	3	16	16	-	-	-	2	2	-	-	-	-	373	352	(10)
211	湖 南 市 (11)	148	12	6	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	136	136	(11)
212	高 島 市 (12)	1,046	30	12	16	16	-	-	-	1	1	-	-	1	-	1,016	1,004	(12)
213	東 近 江 市 (13)	1,789	164	121	32	30	1	1	-	9	8	-	1	2	-	1,625	1,598	(13)
214	米 原 市 (14)	408	26	12	13	12	-	1	-	-	-	-	-	1	-	382	367	(14)
383	日 野 町 (15)	577	22	11	8	8	-	-	-	1	-	-	1	2	-	555	531	(15)
384	竜 王 町 (16)	329	32	19	12	9	-	3	-	-	-	-	-	1	-	297	297	(16)
425	愛 荘 町 (17)	238	19	14	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	219	214	(17)
441	豊 郷 町 (18)	63	12	7	4	3	-	1	-	1	1	-	-	-	-	51	51	(18)
442	甲 良 町 (19)	130	14	12	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	116	116	(19)
443	多 賀 町 (20)	130	12	9	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	118	112	(20)

2 農業経営体（続き）

（2）経営耕地の状況

地域		経営耕地 のある 経営体数	借入耕地 のある 経営体数	経営耕地 総 面 積	借入耕地 面 積	田		畑		樹 園 地		経営耕地の ある経営体の 1経営体 当たり 経営耕地面積	
番号	地域等					田のある 経営体数	経営耕地 面 積	畑のある 経営体数	経営耕地 面 積	樹 園 地 のある 経営体数	経営耕地 面 積		
		経営体	経営体	ha	ha	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha	ha	
25	滋 賀 県 (1)	10,511	5,682	40,596	30,529	10,054	38,977	3,421	1,179	539	440	3.9	(1)
201	大 津 市 (2)	867	280	960	420	852	892	217	57	39	10	1.1	(2)
202	彦 根 市 (3)	335	226	2,132	1,859	301	2,037	140	83	28	12	6.4	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,255	832	6,291	5,212	1,237	6,196	475	84	26	11	5.0	(4)
204	近江八幡市 (5)	629	370	3,713	2,742	597	3,544	136	164	10	5	5.9	(5)
206	草 津 市 (6)	435	156	877	573	412	811	125	65	8	1	2.0	(6)
207	守 山 市 (7)	384	216	1,441	1,120	324	1,345	201	77	36	19	3.8	(7)
208	栗 東 市 (8)	326	143	408	227	316	370	65	36	11	2	1.3	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,079	576	3,021	2,146	1,031	2,735	219	140	91	147	2.8	(9)
210	野 洲 市 (10)	392	225	2,116	1,751	364	2,056	248	57	7	3	5.4	(10)
211	湖 南 市 (11)	145	68	614	497	142	603	13	6	5	4	4.2	(11)
212	高 島 市 (12)	1,036	590	3,835	2,742	1,000	3,619	334	120	71	96	3.7	(12)
213	東 近 江 市 (13)	1,769	930	7,778	5,436	1,698	7,577	731	155	114	46	4.4	(13)
214	米 原 市 (14)	407	247	1,655	1,412	381	1,619	111	33	21	4	4.1	(14)
383	日 野 町 (15)	572	320	1,374	853	568	1,317	182	48	11	9	2.4	(15)
384	竜 王 町 (16)	325	185	1,225	891	296	1,179	82	29	33	17	3.8	(16)
425	愛 荘 町 (17)	237	133	1,020	736	231	961	40	8	4	50	4.3	(17)
441	豊 郷 町 (18)	61	48	384	342	58	381	15	3	1	0	6.3	(18)
442	甲 良 町 (19)	129	63	1,403	1,309	120	1,393	67	7	16	4	10.9	(19)
443	多 賀 町 (20)	128	74	350	260	126	342	20	6	7	2	2.7	(20)

2 農業経営体（続き）

（3）経営耕地面積規模別経営体数

単位：経営体

地域		計	経営耕地 なし	0.3ha未満	0.3 ～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 1.5	1.5 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0 ～100.0	100.0 ～ 150.0	150.0ha 以上	
番号	地域等																	
25	滋賀県(1)	10,614	103	235	1,739	3,141	1,660	871	776	621	556	445	207	153	90	11	6	(1)
201	大津市(2)	869	2	8	272	374	107	43	27	20	8	-	6	2	-	-	-	(2)
202	彦根市(3)	339	4	23	53	86	37	20	21	15	25	23	14	11	6	-	1	(3)
203	長浜市(4)	1,263	8	13	174	389	157	82	90	85	108	73	38	25	19	2	-	(4)
204	近江八幡市(5)	644	15	15	54	127	105	69	46	67	57	46	18	10	14	-	1	(5)
206	草津市(6)	435	-	9	127	192	54	14	6	10	7	5	6	1	4	-	-	(6)
207	守山市(7)	396	12	31	67	109	56	28	19	19	16	18	10	6	5	-	-	(7)
208	栗東市(8)	327	1	1	103	135	42	17	10	4	7	6	-	1	-	-	-	(8)
209	甲賀市(9)	1,089	10	9	219	370	168	88	77	50	39	30	14	8	4	3	-	(9)
210	野洲市(10)	394	2	20	52	101	58	35	27	31	26	13	10	13	5	-	1	(10)
211	湖南市(11)	148	3	2	27	53	24	10	6	9	3	4	1	3	2	1	-	(11)
212	高島市(12)	1,046	10	20	117	310	174	105	87	73	60	53	14	16	6	-	1	(12)
213	東近江市(13)	1,789	20	35	199	369	309	195	208	152	116	93	43	35	13	1	1	(13)
214	米原市(14)	408	1	16	106	121	45	17	25	19	22	18	6	5	5	2	-	(14)
383	日野町(15)	577	5	3	61	175	144	60	51	33	17	18	8	1	1	-	-	(15)
384	竜王町(16)	329	4	14	27	57	81	44	36	18	19	14	11	2	1	1	-	(16)
425	愛荘町(17)	238	1	3	29	76	44	27	21	4	9	12	3	4	4	1	-	(17)
441	豊郷町(18)	63	2	2	7	20	9	4	4	-	2	6	1	6	-	-	-	(18)
442	甲良町(19)	130	1	7	18	36	26	9	7	6	5	8	2	3	1	-	1	(19)
443	多賀町(20)	130	2	4	27	41	20	4	8	6	10	5	2	1	-	-	-	(20)

2 農業経営体（続き）

（4）経営耕地面積規模別面積

単位：ha

地域		計	0.3ha未満	0.3 ～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 1.5	1.5 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0 ～100.0	100.0 ～ 150.0	150.0ha 以上	
番号	地域等																
25	滋賀県(1)	40,596	39	669	2,227	2,008	1,484	1,851	2,347	3,876	6,180	5,025	5,678	5,782	1,351	2,078	(1)
201	大津市(2)	960	1	103	254	126	72	61	74	55	-	138	75	-	-	-	(2)
202	彦根市(3)	2,132	4	20	61	43	34	50	56	189	310	357	391	377	-	240	(3)
203	長浜市(4)	6,291	2	67	276	191	141	221	323	754	1,039	913	915	1,207	242	-	(4)
204	近江八幡市(5)	3,713	2	20	93	127	119	107	257	410	641	439	346	959	-	193	(5)
206	草津市(6)	877	2	50	133	63	23	13	37	52	73	157	45	229	-	-	(6)
207	守山市(7)	1,441	5	26	78	68	48	45	69	109	237	246	247	263	-	-	(7)
208	栗東市(8)	408	0	41	95	50	28	23	17	47	77	-	30	-	-	-	(8)
209	甲賀市(9)	3,021	1	84	263	201	148	182	186	265	386	336	314	279	375	-	(9)
210	野洲市(10)	2,116	4	20	71	69	60	66	119	191	191	243	493	329	-	260	(10)
211	湖南市(11)	614	0	10	37	29	18	14	33	18	62	24	113	125	130	-	(11)
212	高島市(12)	3,835	3	45	217	212	177	202	268	405	729	331	585	365	-	296	(12)
213	東近江市(13)	7,778	7	78	270	378	334	499	581	793	1,301	1,024	1,310	893	115	196	(13)
214	米原市(14)	1,655	2	39	84	55	29	64	73	157	242	147	174	329	260	-	(14)
383	日野町(15)	1,374	1	23	129	176	104	121	125	121	259	212	45	59	-	-	(15)
384	竜王町(16)	1,225	2	10	43	102	76	87	66	136	199	261	82	52	109	-	(16)
425	愛荘町(17)	1,020	1	11	52	53	46	50	15	58	175	66	137	235	120	-	(17)
441	豊郷町(18)	384	0	3	15	10	7	9	-	12	79	29	220	-	-	-	(18)
442	甲良町(19)	1,403	1	7	26	32	16	17	23	33	114	48	113	81	-	892	(19)
443	多賀町(20)	350	1	10	30	23	7	21	22	71	67	55	44	-	-	-	(20)

2 農業経営体（続き）

（5）販売目的の水稲作付面積規模別経営体数

単位：経営体

地域		計	0.1ha未満	0.1 ～ 0.3	0.3 ～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 1.5	1.5 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～ 7.5	7.5～10.0	10.0～15.0	15.0ha以上	
番号	地域等														
25	滋賀県(1)	9,294	46	617	1,724	2,757	1,286	668	590	500	322	177	236	371	(1)
201	大津市(2)	778	3	91	262	277	65	28	25	13	4	2	6	2	(2)
202	彦根市(3)	283	3	22	39	73	23	20	26	14	15	13	10	25	(3)
203	長浜市(4)	1,145	7	84	183	290	132	65	87	76	71	27	41	82	(4)
204	近江八幡市(5)	572	－	20	82	140	84	40	45	60	40	10	23	28	(5)
206	草津市(6)	381	4	38	136	129	35	7	5	6	5	2	3	11	(6)
207	守山市(7)	289	3	22	55	96	33	16	9	13	10	9	8	15	(7)
208	栗東市(8)	290	－	29	104	94	34	12	5	6	3	2	－	1	(8)
209	甲賀市(9)	951	5	64	205	322	130	71	50	36	16	14	17	21	(9)
210	野洲市(10)	329	2	24	52	88	47	27	19	20	8	10	8	24	(10)
211	湖南市(11)	127	2	13	22	46	11	7	8	4	2	3	3	6	(11)
212	高島市(12)	931	4	39	134	290	144	75	63	63	37	15	37	30	(12)
213	東近江市(13)	1,544	2	69	175	401	266	162	145	118	55	36	44	71	(13)
214	米原市(14)	351	2	42	79	92	33	19	22	15	15	8	8	16	(14)
383	日野町(15)	540	1	28	80	181	106	57	38	17	10	7	7	8	(15)
384	竜王町(16)	277	2	4	27	73	77	29	18	18	7	7	4	11	(16)
425	愛荘町(17)	216	1	12	29	69	40	16	14	4	8	6	8	9	(17)
441	豊郷町(18)	58	－	－	10	22	5	4	2	1	4	1	3	6	(18)
442	甲良町(19)	111	3	6	21	32	15	6	4	8	4	4	4	4	(19)
443	多賀町(20)	121	2	10	29	42	6	7	5	8	8	1	2	1	(20)

2 農業経営体（続き）

（6）農産物販売金額規模別経営体数

単位：経営体

地域		計	販売なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～ 1,000	1,000～ 3,000	3,000～ 5,000	5,000万～ 1億	1億円以上						
												小 計	1 ～ 2	2 ～ 3	3 ～ 4	4 ～ 5	5億円以上	
番号	地域等																	
25	滋 賀 県 (1)	10,614	580	3,695	2,233	1,942	546	647	656	152	102	61	31	13	6	3	8	(1)
201	大 津 市 (2)	869	98	476	174	77	19	8	12	3	1	1	1	－	－	－	－	(2)
202	彦 根 市 (3)	339	13	86	62	66	28	39	30	7	5	3	2	－	－	1	－	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,263	48	468	212	231	70	103	91	22	15	3	1	2	－	－	－	(4)
204	近江八幡市 (5)	644	9	198	122	125	39	48	55	19	15	14	6	6	1	1	－	(5)
206	草 津 市 (6)	435	19	241	64	35	15	16	33	6	3	3	1	1	－	－	1	(6)
207	守 山 市 (7)	396	39	120	77	64	21	28	32	10	3	2	2	－	－	－	－	(7)
208	栗 東 市 (8)	327	34	173	64	26	9	10	8	－	2	1	1	－	－	－	－	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,089	65	414	256	189	38	53	51	12	7	4	2	2	－	－	－	(9)
210	野 洲 市 (10)	394	9	133	86	71	25	25	29	7	6	3	1	1	1	－	－	(10)
211	湖 南 市 (11)	148	11	70	23	23	6	5	7	1	1	1	－	－	－	－	1	(11)
212	高 島 市 (12)	1,046	49	316	231	235	65	75	56	6	8	5	2	－	2	－	1	(12)
213	東 近 江 市 (13)	1,789	73	394	387	433	129	127	176	39	21	10	8	1	1	－	－	(13)
214	米 原 市 (14)	408	45	155	75	63	21	23	11	8	4	3	2	－	1	－	－	(14)
383	日 野 町 (15)	577	27	190	162	138	17	21	18	－	2	2	－	－	－	－	2	(15)
384	竜 王 町 (16)	329	5	73	97	78	17	31	15	5	3	5	2	－	－	1	2	(16)
425	愛 荘 町 (17)	238	22	76	58	42	11	12	12	1	4	－	－	－	－	－	－	(17)
441	豊 郷 町 (18)	63	－	20	18	6	4	4	7	3	－	1	－	－	－	－	1	(18)
442	甲 良 町 (19)	130	10	37	31	24	10	8	6	2	2	－	－	－	－	－	－	(19)
443	多 賀 町 (20)	130	4	55	34	16	2	11	7	1	－	－	－	－	－	－	－	(20)

2 農業経営体（続き）

（7）農産物販売金額1位の部門別経営体数

単位：経営体

地域		計	稲作	麦類作	雑穀・ いも類・ 豆類	工業農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の 作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の 畜産	
番号	地域等																	
25	滋賀県(1)	10,034	8,689	96	91	51	277	374	193	90	68	24	57	1	21	-	2	(1)
201	大津市(2)	771	719	-	1	4	15	12	5	9	4	-	-	-	2	-	-	(2)
202	彦根市(3)	326	253	3	2	-	13	31	15	4	2	1	1	-	1	-	-	(3)
203	長浜市(4)	1,215	1,134	14	7	-	17	21	6	9	4	2	1	-	-	-	-	(4)
204	近江八幡市(5)	635	508	15	18	1	35	19	3	4	2	2	24	-	3	-	1	(5)
206	草津市(6)	416	338	1	1	-	10	60	-	2	3	-	1	-	-	-	-	(6)
207	守山市(7)	357	254	6	3	1	18	39	23	9	3	-	1	-	-	-	-	(7)
208	栗東市(8)	293	256	4	3	-	7	8	7	3	2	-	-	-	2	-	1	(8)
209	甲賀市(9)	1,024	918	1	4	31	13	12	15	5	14	6	2	-	3	-	-	(9)
210	野洲市(10)	385	312	16	3	2	13	30	2	4	3	-	-	-	-	-	-	(10)
211	湖南市(11)	137	123	1	1	-	3	-	2	2	3	-	1	-	1	-	-	(11)
212	高島市(12)	997	889	2	4	1	36	18	24	3	10	2	5	-	3	-	-	(12)
213	東近江市(13)	1,716	1,410	18	22	9	63	74	62	24	12	7	13	-	2	-	-	(13)
214	米原市(14)	363	321	1	4	-	12	11	6	3	4	-	-	-	1	-	-	(14)
383	日野町(15)	550	526	7	1	2	5	3	-	-	1	2	2	1	-	-	-	(15)
384	竜王町(16)	324	249	5	12	-	9	20	17	3	1	-	5	-	3	-	-	(16)
425	愛荘町(17)	216	202	-	2	-	4	4	2	1	-	1	-	-	-	-	-	(17)
441	豊郷町(18)	63	57	-	1	-	1	1	-	2	-	-	1	-	-	-	-	(18)
442	甲良町(19)	120	101	1	1	-	1	9	4	3	-	-	-	-	-	-	-	(19)
443	多賀町(20)	126	119	1	1	-	2	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	(20)

2 農業経営体（続き）

（８）青色申告を行っている経営体数

単位：経営体

地域		計	青色申告を 行っていない 経営体	青 色 申 告 を 行 っ て い る 経 営 体				
				小 計	正規の簿記	簡易簿記	現金主義	
番号	地域等							
25	滋 賀 県 (1)	10,614	6,118	4,496	2,634	1,551	311	(1)
201	大 津 市 (2)	869	601	268	143	106	19	(2)
202	彦 根 市 (3)	339	159	180	123	50	7	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,263	791	472	300	144	28	(4)
204	近江八幡市 (5)	644	292	352	228	101	23	(5)
206	草 津 市 (6)	435	244	191	115	56	20	(6)
207	守 山 市 (7)	396	197	199	120	64	15	(7)
208	栗 東 市 (8)	327	201	126	54	54	18	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,089	724	365	193	154	18	(9)
210	野 洲 市 (10)	394	202	192	121	58	13	(10)
211	湖 南 市 (11)	148	85	63	34	24	5	(11)
212	高 島 市 (12)	1,046	610	436	254	156	26	(12)
213	東 近 江 市 (13)	1,789	970	819	520	254	45	(13)
214	米 原 市 (14)	408	284	124	81	37	6	(14)
383	日 野 町 (15)	577	238	339	120	185	34	(15)
384	竜 王 町 (16)	329	163	166	100	52	14	(16)
425	愛 荘 町 (17)	238	155	83	46	27	10	(17)
441	豊 郷 町 (18)	63	36	27	19	4	4	(18)
442	甲 良 町 (19)	130	81	49	33	13	3	(19)
443	多 賀 町 (20)	130	85	45	30	12	3	(20)

2 農業経営体（続き）

（9）農業所得依存度別経営体数（旧主副業別経営体数）（個人経営体）

単位：経営体

地域		計	農業所得主経営体				農外所得主経営体				(参考)
			小 計	主業経営体	65歳未満の 農業専従者 が いる	① 主業経営体 以外	小計	準主業経営体	65歳未満の 農業専従者 が いる	② 準主業経営体 以外	①＋② 副業的経営体
番号	地域等										
25	滋 賀 県 (1)	9,754	4,378	1,111	839	3,267	5,376	1,194	326	4,182	7,449 (1)
201	大 津 市 (2)	839	300	56	31	244	539	151	33	388	632 (2)
202	彦 根 市 (3)	312	167	66	55	101	145	33	18	112	213 (3)
203	長 浜 市 (4)	1,146	522	119	95	403	624	133	35	491	894 (4)
204	近江八幡市 (5)	565	292	104	82	188	273	56	15	217	405 (5)
206	草 津 市 (6)	421	178	63	52	115	243	61	12	182	297 (6)
207	守 山 市 (7)	366	200	61	50	139	166	29	11	137	276 (7)
208	栗 東 市 (8)	311	105	17	15	88	206	34	13	172	260 (8)
209	甲 賀 市 (9)	1,016	444	84	60	360	572	94	13	478	838 (9)
210	野 洲 市 (10)	352	190	54	44	136	162	41	10	121	257 (10)
211	湖 南 市 (11)	136	45	5	3	40	91	14	3	77	117 (11)
212	高 島 市 (12)	1,004	528	130	102	398	476	100	28	376	774 (12)
213	東 近 江 市 (13)	1,598	676	211	161	465	922	242	74	680	1,145 (13)
214	米 原 市 (14)	367	164	26	16	138	203	40	12	163	301 (14)
383	日 野 町 (15)	531	217	28	15	189	314	76	17	238	427 (15)
384	竜 王 町 (16)	297	134	38	32	96	163	38	13	125	221 (16)
425	愛 荘 町 (17)	214	85	24	16	61	129	15	3	114	175 (17)
441	豊 郷 町 (18)	51	27	8	3	19	24	11	5	13	32 (18)
442	甲 良 町 (19)	116	54	10	3	44	62	14	5	48	92 (19)
443	多 賀 町 (20)	112	50	7	4	43	62	12	6	50	93 (20)

2 農業経営体（続き）

（10）年齢階層別基幹の農業従事者数（個人経営体）

地域		男 女 計															
		計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
番号	地域等	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
25	滋賀県(1)	8,284	－	20	53	92	123	185	248	309	330	541	1,160	1,966	1,800	936	521
201	大津市(2)	653	－	－	1	3	5	8	12	19	24	37	93	160	152	85	54
202	彦根市(3)	349	－	1	5	6	7	8	12	24	21	26	49	69	62	34	25
203	長浜市(4)	894	－	3	8	15	10	21	28	34	28	65	123	207	202	97	53
204	近江八幡市(5)	575	－	1	6	6	16	12	20	26	41	38	86	139	103	50	31
206	草津市(6)	432	－	1	5	10	8	7	10	22	23	33	50	95	88	47	33
207	守山市(7)	378	－	－	5	2	7	5	14	19	18	21	40	96	91	37	23
208	栗東市(8)	227	－	－	－	4	2	4	5	3	5	17	29	40	65	26	27
209	甲賀市(9)	745	－	2	4	6	6	12	19	19	25	47	116	192	180	79	38
210	野洲市(10)	351	－	－	1	3	3	18	17	13	15	18	39	75	70	51	28
211	湖南市(11)	73	－	－	－	－	1	－	2	－	1	7	14	21	12	9	6
212	高島市(12)	884	－	6	8	6	15	34	33	27	30	48	127	203	180	110	57
213	東近江市(13)	1,450	－	6	7	17	26	30	56	72	55	95	202	349	294	167	74
214	米原市(14)	278	－	－	－	3	3	3	3	6	11	18	49	66	56	41	19
383	日野町(15)	366	－	－	－	1	3	7	5	7	10	28	62	93	84	34	32
384	竜王町(16)	268	－	－	2	6	5	6	8	8	9	18	38	77	56	24	11
425	愛荘町(17)	151	－	－	1	1	4	5	－	6	4	13	16	35	45	16	5
441	豊郷町(18)	44	－	－	－	1	－	3	2	－	3	2	7	11	10	4	1
442	甲良町(19)	82	－	－	－	－	1	1	－	3	2	8	11	17	23	15	1
443	多賀町(20)	84	－	－	－	2	1	1	2	1	5	2	9	21	27	10	3

2 農業経営体（続き）

(10) 年齢階層別基幹の農業従事者数（個人経営体）（続き）

地域		男															
		計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
番号	地域等	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
25	滋賀県(1)	6,115	-	16	42	73	95	133	191	213	221	358	846	1,459	1,369	707	392
201	大津市(2)	486	-	-	1	2	5	5	11	16	16	22	69	114	114	69	42
202	彦根市(3)	237	-	1	4	5	7	5	10	12	14	16	34	43	42	27	17
203	長浜市(4)	695	-	3	8	12	7	15	23	25	22	48	96	163	157	80	36
204	近江八幡市(5)	402	-	1	6	4	11	8	14	20	23	20	61	97	82	37	18
206	草津市(6)	291	-	-	4	10	7	6	8	11	15	16	35	67	64	25	23
207	守山市(7)	260	-	-	4	1	6	4	10	11	10	13	27	67	66	29	12
208	栗東市(8)	171	-	-	-	2	2	4	5	3	3	7	21	31	54	19	20
209	甲賀市(9)	596	-	2	3	5	6	10	14	15	22	33	88	153	150	64	31
210	野洲市(10)	245	-	-	1	2	3	13	11	9	11	11	21	56	52	33	22
211	湖南市(11)	62	-	-	-	-	1	-	2	-	1	6	11	18	9	9	5
212	高島市(12)	655	-	4	5	5	11	23	24	19	21	36	103	150	126	81	47
213	東近江市(13)	1,030	-	5	3	14	15	18	41	48	37	61	143	252	217	121	55
214	米原市(14)	206	-	-	-	3	2	3	3	4	4	16	34	50	41	32	14
383	日野町(15)	306	-	-	-	1	2	6	5	7	8	22	53	74	72	26	30
384	竜王町(16)	194	-	-	2	4	5	5	7	5	5	12	23	58	40	18	10
425	愛荘町(17)	119	-	-	1	1	3	4	-	6	2	9	10	28	37	13	5
441	豊郷町(18)	31	-	-	-	-	-	2	1	-	2	2	3	10	7	3	1
442	甲良町(19)	64	-	-	-	-	1	1	-	2	2	6	9	15	16	11	1
443	多賀町(20)	65	-	-	-	2	1	1	2	-	3	2	5	13	23	10	3

2 農業経営体（続き）

(10) 年齢階層別基幹的農業従事者数（個人経営体）（続き）

地域		女															
		計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
番号	地域等																
25	滋賀県(1)	2,169	-	4	11	19	28	52	57	96	109	183	314	507	431	229	129
201	大津市(2)	167	-	-	-	1	-	3	1	3	8	15	24	46	38	16	12
202	彦根市(3)	112	-	-	1	1	-	3	2	12	7	10	15	26	20	7	8
203	長浜市(4)	199	-	-	-	3	3	6	5	9	6	17	27	44	45	17	17
204	近江八幡市(5)	173	-	-	-	2	5	4	6	6	18	18	25	42	21	13	13
206	草津市(6)	141	-	1	1	-	1	1	2	11	8	17	15	28	24	22	10
207	守山市(7)	118	-	-	1	1	1	1	4	8	8	8	13	29	25	8	11
208	栗東市(8)	56	-	-	-	2	-	-	-	-	2	10	8	9	11	7	7
209	甲賀市(9)	149	-	-	1	1	-	2	5	4	3	14	28	39	30	15	7
210	野洲市(10)	106	-	-	-	1	-	5	6	4	4	7	18	19	18	18	6
211	湖南市(11)	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	3	3	-	1
212	高島市(12)	229	-	2	3	1	4	11	9	8	9	12	24	53	54	29	10
213	東近江市(13)	420	-	1	4	3	11	12	15	24	18	34	59	97	77	46	19
214	米原市(14)	72	-	-	-	-	1	-	-	2	7	2	15	16	15	9	5
383	日野町(15)	60	-	-	-	-	1	1	-	-	2	6	9	19	12	8	2
384	竜王町(16)	74	-	-	-	2	-	1	1	3	4	6	15	19	16	6	1
425	愛荘町(17)	32	-	-	-	-	1	1	-	-	2	4	6	7	8	3	-
441	豊郷町(18)	13	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	4	1	3	1	-
442	甲良町(19)	18	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	2	7	4	-
443	多賀町(20)	19	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	4	8	4	-	-

2 農業経営体（続き）

(10) 年齢階層別基幹的農業従事者数（個人経営体）（続き）

地域		平均年齢 (男女計)
番号	地域等	
		歳
25	滋賀県(1)	69.7
201	大津市(2)	72.1
202	彦根市(3)	67.5
203	長浜市(4)	69.4
204	近江八幡市(5)	67.8
206	草津市(6)	68.9
207	守山市(7)	69.4
208	栗東市(8)	72.6
209	甲賀市(9)	70.6
210	野洲市(10)	69.7
211	湖南市(11)	72.2
212	高島市(12)	69.2
213	東近江市(13)	69.0
214	米原市(14)	71.5
383	日野町(15)	71.8
384	竜王町(16)	68.7
425	愛荘町(17)	69.9
441	豊郷町(18)	68.1
442	甲良町(19)	71.8
443	多賀町(20)	71.3

2 農業経営体（続き）

（11）農業に従事した役員・構成員（経営主を含む）の状況（団体経営体）

地域		計		男		女	
		実経営体数	人 数	経営体数	人 数	経営体数	人 数
番号	地域等						
		経営体	人	経営体	人	経営体	人
25	滋 賀 県 (1)	860	8,100	856	7,089	309	1,011 (1)
201	大 津 市 (2)	30	256	30	204	15	52 (2)
202	彦 根 市 (3)	27	201	27	175	11	26 (3)
203	長 浜 市 (4)	117	804	117	710	50	94 (4)
204	近江八幡市 (5)	79	749	78	681	31	68 (5)
206	草 津 市 (6)	14	72	14	63	6	9 (6)
207	守 山 市 (7)	30	220	29	172	13	48 (7)
208	栗 東 市 (8)	16	143	16	128	3	15 (8)
209	甲 賀 市 (9)	73	543	72	488	21	55 (9)
210	野 洲 市 (10)	42	323	42	278	14	45 (10)
211	湖 南 市 (11)	12	145	12	138	4	7 (11)
212	高 島 市 (12)	42	212	42	192	10	20 (12)
213	東 近 江 市 (13)	191	2,664	191	2,296	69	368 (13)
214	米 原 市 (14)	41	321	41	280	13	41 (14)
383	日 野 町 (15)	46	303	45	279	9	24 (15)
384	竜 王 町 (16)	32	382	32	343	12	39 (16)
425	愛 荘 町 (17)	24	248	24	207	11	41 (17)
441	豊 郷 町 (18)	12	153	12	131	5	22 (18)
442	甲 良 町 (19)	14	199	14	187	4	12 (19)
443	多 賀 町 (20)	18	162	18	137	8	25 (20)

3 林業経営体

(1) 組織形態別経営体数

単位：経営体

地域		合 計	法 人 化 し て い る											地方公共団 体・財産区	法人化し ていない	個人経営体		
			計	農事組合法 人	会 社				各 種 団 体				その他の 法 人					
番号	地域等				小 計	株式会社	合名・合資 会 社	合同会社	相互会社	小 計	農 協	森林組合						その他の 各種団体
25	滋 賀 県 (1)	180	43	2	3	3	-	-	-	31	-	31	-	7	10	127	118	(1)
201	大 津 市 (2)	15	10	-	-	-	-	-	-	8	-	8	-	2	1	4	4	(2)
202	彦 根 市 (3)	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	2	(3)
203	長 浜 市 (4)	14	2	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	12	12	(4)
204	近江八幡市 (5)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(5)
206	草 津 市 (6)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(6)
207	守 山 市 (7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(7)
208	栗 東 市 (8)	12	3	1	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	9	9	(8)
209	甲 賀 市 (9)	51	7	-	2	2	-	-	-	4	-	4	-	1	1	43	42	(9)
210	野 洲 市 (10)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(10)
211	湖 南 市 (11)	6	6	1	1	1	-	-	-	4	-	4	-	-	-	-	-	(11)
212	高 島 市 (12)	30	4	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	1	2	24	23	(12)
213	東 近 江 市 (13)	19	6	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	13	8	(13)
214	米 原 市 (14)	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	(14)
383	日 野 町 (15)	13	3	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	10	10	(15)
384	竜 王 町 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(16)
425	愛 荘 町 (17)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(17)
441	豊 郷 町 (18)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(18)
442	甲 良 町 (19)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(19)
443	多 賀 町 (20)	3	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	1	1	(20)

3 林業経営体（続き）

（2）保有山林面積規模別経営体数

単位：経営体

地域		計	保有山林 なし	3ha未満	3 ～ 5	5 ～ 10	10 ～ 20	20 ～ 30	30 ～ 50	50 ～ 100	100 ～ 500	500～1,000	1,000ha以上	
番号	地域等													
25	滋賀県 (1)	180	8	5	31	37	34	8	15	13	21	5	3	(1)
201	大津市 (2)	15	－	1	1	3	2	－	1	4	1	－	2	(2)
202	彦根市 (3)	6	－	－	2	－	－	2	1	－	1	－	－	(3)
203	長浜市 (4)	14	2	－	6	2	2	－	1	－	1	－	－	(4)
204	近江八幡市 (5)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(5)
206	草津市 (6)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(6)
207	守山市 (7)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	(7)
208	栗東市 (8)	12	－	1	4	3	2	－	－	1	1	－	－	(8)
209	甲賀市 (9)	51	2	2	11	9	17	1	3	1	4	1	－	(9)
210	野洲市 (10)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(10)
211	湖南市 (11)	6	－	－	－	－	－	－	2	2	2	－	－	(11)
212	高島市 (12)	30	3	1	2	9	3	2	1	3	5	1	－	(12)
213	東近江市 (13)	19	－	－	－	2	4	2	4	2	3	2	－	(13)
214	米原市 (14)	5	－	－	1	4	－	－	－	－	－	－	－	(14)
383	日野町 (15)	13	－	－	2	5	3	－	－	－	2	－	1	(15)
384	竜王町 (16)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	(16)
425	愛荘町 (17)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	(17)
441	豊郷町 (18)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(18)
442	甲良町 (19)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	(19)
443	多賀町 (20)	3	1	－	－	－	－	1	－	－	－	1	－	(20)

Ⅲ 農林業経営体調査の仕様

1 調査の目的

農林業の生産構造、就業構造等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査として、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）及び平成 16 年 5 月 20 日農林水産省告示第 1071 号（農林業センサス規則第 5 条第 1 項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づき実施している。

3 調査体系

(1) 調査の対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者

(2) 調査の系統

農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象（農林業経営体）

4 調査事項

- ・経営の態様
- ・世帯の状況
- ・農業労働力
- ・経営耕地面積等
- ・農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- ・農産物の販売金額等
- ・農作業受託の状況
- ・農業経営の特徴
- ・農業生産関連事業
- ・保有山林面積
- ・育林面積等及び素材生産量
- ・林業労働力
- ・林産物の販売金額等
- ・林業作業の委託及び受託の状況
- ・その他農林業経営体の現況

5 調査期日

令和 7 年 2 月 1 日現在で実施した。

6 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面

接調査（他計報告調査）の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

7 2025 年調査の主な変更点

(1) 世帯員の個人別属性情報の把握範囲の変更

個人経営体の経営内部の農業労働力の詳細把握について、農作業に従事しない世帯員の把握を取りやめ、農作業に従事した世帯員のみとした。

(2) 調査項目の見直し

① 調査項目の新設・追加

- ・経営主について、経営の開始又は経営継承からの期間
- ・過去 1 年間の農産物の販売金額及び農業生産関連事業の売上金額について、それぞれに占める輸出金額の割合
- ・有機農業の取組について、耕地の実面積及びその内数として牧草地の面積、並びに茶の栽培面積
- ・農業経営へのデータ活用について、外部サポート・サポート利用の状況
- ・保有山林について、立木販売した実面積及びその内数として主伐面積

② 調査項目の廃止

- ・個人経営体について、地域の集落営農組織への参加状況
- ・青色申告の実施状況について、その継続年数
- ・農業生産関連事業について、常雇い及び臨時雇いの従事日数の合計
- ・農作業受託について、さとうきび作の作業別受託面積
- ・林業経営体の経営内部の労働力について、個人ごとに把握していた生年月及び過去 1 年間のふだんの状況等（代わりとして従事日数階級別に男女別の合計人数を把握）

8 数値について

(1) この資料の数値は概数値である。確定値は、農林水産省ホームページに掲載（令和 8 年 3 月以降を予定）される。

(2) 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しないことがある。

また、概要に記載している各表の増減率、構成比等も各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

(3) 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）

「－」：事実のないもの

「X」：調査客体が少ないため秘密保護の観点から数値を秘匿したもの

「△」：減少したもの

9 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

また、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。
有効回答数（滋賀県分）については以下のとおり。

調査票配布対象数…10,942 有効回答数…10,705

注:1 「調査票配布対象数」とは、調査員が訪問し面接により、農林業経営体に該当すると判定できた数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布対象数」のうち、適正に回答された調査票を回収できた経営体数及び回答必須項目に一部未記入があっても、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された経営体数である。

10 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する規模の事業
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200 m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体	農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。

(2) 組織形態別

法人化している （法人経営体）	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、

地方公共団体・
財産区

医療法人、NPO法人などが該当する。

地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。

財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。

(3) 農業経営体 ア 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。
また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。
なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。

畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。 なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。 なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

イ 農産物の販売

農産物販売金額	自ら生産した農産物を販売した場合、自ら生産した農産物を自らが又は共同で営む農業生産関連事業（加工品の製造、農家民宿、農家レストラン等）における原料として使用した場合に、肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。 なお、農業生産関連事業における原料として使用した場合は、原料農産物の見積額とした。 自給部分の見積金額は含まない。 集落営農に参加しており、そこで生産した農産物の販売権等が集落営農側にある場合は、その農産物の販売金額は含まない。 観光農園を営んでいる場合の入園（入場）料（入園料で農産物を一定量収穫させる場合のみ）は、農産物販売金額に含む。
---------	---

ウ 農業経営の取組

青色申告	不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け日々の取引を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいう。
正規の簿記	損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。
簡易簿記	「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。
現金主義	現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。

(4) 個人経営体

ア 農業所得依存度別（旧主副業別）

農業所得主経営体	世帯所得の50%以上が農業所得である個人経営体をいう。
----------	------------------------------------

農外所得主経営体	世帯所得の50%未満が農業所得である個人経営体をいう。
主業経営体	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

イ 農業従事者等

基幹的農業従事者	自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

(5) 林業経営体
保有山林の状況
保有山林

自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。

